

「高齢者向け介護予防体操アプリ及びウェブサイト」（仮称）開発委託業務に係る プロポーザル実施要領

1. 概要

- (1) 業務名
「高齢者向け介護予防体操アプリ及びウェブサイト」（仮称）開発委託業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 予算限度額
金7,469,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 委託契約書
選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

2. 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有しており、当課職員の求めに応じて速やかに来庁することが可能な者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。
- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置をうけていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っていない者。
- (6) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を満たすもので、業務分類 大分類「6 情報処理」小分類「2 開発・保守他」に該当する者。
- (7) 和歌山県内に本店を有する者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 過去2年間で、本業務と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。

3. スケジュール

- (1) 事前説明会申込
受付期限：令和3年3月24日（水）17:00まで
- (2) 事前説明会
実施日時：令和3年3月25日（木）10:30から
- (3) 参加申込書及び質問票
提出期限：令和3年3月31日（水）17:00まで
- (4) 企画提案書及び見積書等の提出
提出日：令和3年4月14日（水）17:00まで
- (5) 審査会開催

実施日時：令和3年4月19日（月）13:30から（予定）

- (6) 審査結果の通知
審査会終了後、速やかに参加者全員に通知する。
- (7) 成果物の納品
別添仕様書のとおり

4. 事前説明会

- (1) 日 時：令和3年3月25日（木）10:30から
- (2) 場 所：和歌山県庁 北別館4階 第2会議室
- (3) 参加申込

参加者は、以下により事前に申込を行うこと。なお、説明会を欠席した場合は、プロポーザルに参加できないこととする。

- ① 提出書類
 - ・事前説明会参加申込書（第1号様式）1部
 - ・和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し 1部
- ② 申込期限
令和3年3月24日（水）17:00まで
- ③ 提出方法
和歌山県長寿社会課あてFAX、メール又は持参いずれかの方法で提出すること。
なお、FAX又はメールで提出する場合は、確認の電話を必ず入れること。

5. プロポーザル参加申込書の提出

- (1) プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加申込書（第2号様式）を和歌山県長寿社会課あて郵送又は持参すること。
持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日午前9時から午後5時。郵送の場合は、書留必着とする。
- (2) 提出期限
令和3年3月31日（水）17:00まで

6. 事前説明会終了後の質問の受付

- (1) 質問票の提出
質問票（第3号様式）にて和歌山県長寿社会課あてFAX又はメールで提出すること。審査内容に関する質問に関しては、回答しない。
なお、提出後、確認の電話を必ず入れること。
- (2) 受付期限
令和3年3月31日（水）17:00まで

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 提案者の概要及び類似事業受託実績（第4号様式）1部
 - ② 誓約書（第5号様式）1部
 - ③ 企画提案書（任意様式）7部
 - ・アプリ及びウェブサイトのページデザイン、システムの構成
 - ・体操に取り組む意欲を掻きたてる内容
 - ・利用方法を含め広く周知できる方法
 - ・アプリ及びウェブサイトのシステムの更新

- ・個人情報漏洩等に対する具体的なセキュリティ対策
 - ・運用後の保守内容やサポート体制
- ④ 業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式） 7部
- ⑤ 見積書（任意様式） 7部
- ⑥ 令和4年度以降の保守等見積書（任意様式） 7部
 （※令和4年度以降、年間で必要になるシステム保守、更新、サーバーレンタル料等必要経費に関する見積書）
- (2) 提出期限
 令和3年4月14日（水）17:00まで
- (3) 提出方法
 和歌山県長寿社会課あて郵送又は持参すること。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日午前9時から午後5時。郵送の場合は、書留必着とする。
- (4) 企画提案書に関する留意事項
- ① 企画提案にあたっては、別添仕様書をもとに提案すること。
 なお、企画提案書の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、和歌山県との協議により、実施内容を決定する。
- ② 企画提案書は、日本工業規格A4又はA3（A3サイズは折り込み添付）とし、オールカラーで作成すること。
- (5) 企画提案に際しての留意事項
- ① 失格又は無効
 以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限に遅れた場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 見積額が予算限度額を超えた場合
 - カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② その他、留意事項
- ア 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。
 - イ 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
 - ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提案する企画書は、1案のみとする。
 - オ 提出された書類は、委託先の選定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。
 - カ 提出があった企画提案書等は返却しない。
 - キ 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 見積書について
- ① 見積額は、当業務の実施に必要な経費を計上し、消費税及び地方消費税を含む額とすることとし、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。
- ② 市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう見積額を調整することがある。
- ③ 見積書の宛て名は、「和歌山県知事」宛てとすること。
- ④ 本実施要領の「7. 企画提案書等の提出」のうち「(1) 提出書類」「⑥ 令和4年度以降の保守等見積書」の見積額については、「1. 概要」の「(4) 予算限度額」には含まない。

8. プロポーザルの実施方法について

(1) 実施方法

審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審査の上、次のとおり契約候補者を選定する。

(2) 審査日

令和3年4月19日（月）13:30 から（予定）

(3) 開催場所

和歌山県民文化会館 4階 402会議室

(4) 企画提案の所要時間

1社あたり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

(5) 参加者が1社の場合の取扱い

参加者が1社の場合においても、審査の結果、基準点を超過しており、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約の相手方として選定する。

9. 審査方法

(1) 審査項目は以下のとおりとする。審査員毎に採点の高い提案から順に順位点をつけ、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の受託予定者とする。

提案者が1社の場合においても、プレゼンテーションを実施し、選定委員会における評価を行った上、選定の可否を協議する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(審査項目)

- ① 業務実施体制
- ② 事業趣旨の理解・過去の実績
- ③ アプリ及びウェブサイトのページデザイン
- ④ アプリ及びウェブサイトの内容
- ⑤ 更新作業
- ⑥ システムの妥当性、セキュリティ対策、運用保守体制
- ⑦ スケジュールの妥当性
- ⑧ 見積価格及び次年度費用の妥当性

(2) 決定方法

審査の結果、順位点の合計が一番高い参加者を契約候補者として選定する。

なお、同点が複数ある場合は、審査員の採点の合計が最も高かったものを候補者とする。

10. 契約の締結

(1) 審査会にて契約候補者を決定後、委託契約を締結する。なお、当該仕様は、変更を行う場合がある。その場合は両者協議の上、決定するものとする。

(2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上、契約を締結するものとする。

11. 審査結果

審査結果は、決定次第、全ての参加者に文書で通知を行う。

12. その他

- (1) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。
- (2) 業務上発生する未確認事項については、和歌山県と協議すること。

13. お問い合わせ

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課
担当 橋本、松崎
TEL 073-441-2521
FAX 073-441-2523
E-mail e0403001@pref.wakayama.lg.jp